

（案）

令和7年 月 日

横浜市長

鈴木 太郎 様

基地対策特別委員会

委員長 鴨志田 啓 介

基地対策特別委員会中間報告書

本委員会の付議事件に関して、活動の概要を報告します。

1 付議事件

米軍施設の跡地利用及び早期全面返還の促進等を図ること。

2 活動内容等

(1) 令和6年6月6日 委員会開催（第1回）

ア 議題

(ア) 令和6年度の委員会運営方法について

令和6年度の委員会運営方法について協議し、付議事件全体について包括的に調査・研究すること、要望活動の実施等を決定した。

(イ) 本市の基地対策の概要等について

都市整備局からの説明を聴取し、質疑を行った。

(2) 令和6年9月30日 視察実施

以下の施設及び区域について、視察を実施した。

- ・小柴水域
- ・鶴見貯油施設エリア2
- ・鶴見貯油施設エリア1
- ・瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドック

(3) 令和6年12月2日 委員会開催（第2回）

ア 議題

(ア) 市内米軍施設の現況等について

都市整備局からの説明を聴取し、質疑を行った。

(イ) 深谷通信所跡地利用の検討状況について

都市整備局からの説明を聴取し、質疑を行った。

(ウ) 政府に対する要望活動について

要望書（案）の内容について協議した。

(4) 令和6年12月2日 視察実施

以下の施設について、視察を実施した。

- ・池子住宅地区及び海軍補助施設
- ・旧深谷通信所

(5) 令和7年1月27日 要望活動実施

要望書の内容に基づき正副委員長において要望活動を行った。

ア 要望内容

横浜市内米軍施設に関する要望書

イ 防衛省

(ア) 対応者

中谷 元 防衛大臣

(イ) コメント概要

- ・根岸住宅地区の早期返還、引渡し及び横浜市の跡地利用に影響が出ないように、原状回復作業等を進めていきたい。池子住宅地区及び海軍補助施設の飛び地についても、引き続き早期返還の実現に向けて米側と継続的に協議を進めていく。
- ・根岸住宅地区の民間土地所有者の皆様に対しては、丁寧な情報提供に努めながら原状回復作業を進めていく。旧上瀬谷の民有地についても、引き続き、引渡し後の土地利用に不安がないよう調整の上、適切に対応する。
- ・米軍施設の運用に際しては、安全の確保が大前提であると認識している。米側に対しては、引き続き、横浜ノース・ドックにおける小型揚陸艇部隊の運用も含めて、安全に十分配慮しつつ周辺地域への影響を最小限にとどめるよう求めてまいりたい。

ウ 外務省

(ア) 対応者

英利 アルフィヤ 外務大臣政務官

(イ) コメント概要

- ・返還方針が合意されている施設・区域の早期返還に向け、引き続き防衛省をはじめとする関係機関や米国と緊密に連携してしっかり対応していく。
- ・在日米軍が我が国に安定的に駐留する為には、地元の皆様の御理解と御協力が不可欠であると認識している。米国との間では、累次の機会に地元への影響に最大限配慮した安全な運用等を確認している。地元の皆様の負担軽減のため、外務省としても、今後も全力で取り組んでいく。

- ・米軍人等による事件・事故は、地元の皆様に大きな不安を与えるものであり、あってはならないものと認識している。さまざまな機会を捉えて再発防止の徹底を米側に働きかけている。

(6) 令和7年2月4日 委員会開催(第3回)

ア 議題

(ア) 市内米軍施設の現況等について

都市整備局からの説明を聴取し、質疑を行った。

(イ) 根岸住宅地区の跡地利用について

都市整備局からの説明を聴取し、質疑を行った。

(7) 令和7年4月22日 委員会開催(第4回)

当日の概要を記載

3 米軍施設の跡地利用の検討等について

(1) 旧深谷通信所

深谷通信所跡地利用基本計画に基づき事業推進を図るため、公園、公園型墓園、道路等の各施設の検討を進めるとともに、都市計画手続に向けた事前説明会を令和7年2月に計4回開催した。引き続き、令和9年頃の都市計画決定を目指し、都市計画市素案説明会及び環境影響評価の準備書の説明会などを開催していく。

(2) 根岸住宅地区

市施行の土地区画整理事業の実施に向けて、現況測量を進めるとともに、地権者との個別意見交換や民間事業者のヒアリングを行いながら土地利用計画の検討を進めている。また、環境影響評価に向け、7年2月から動植物や大気質など現地の環境調査に着手している。

今後は、土地区画整理事業に関する環境影響評価や都市計画の手続きに必要な調査等を進めるとともに、地権者との個別意見交換や民間事業者のヒアリングなどを行いながら、事業実施に向けてさらに検討を深めていく。

(3) 旧富岡倉庫地区

物揚場については、港湾局が臨海部の土地需要や開業した南部市場の動向を見極めながら、臨港地区にふさわしい土地利用を検討している。野積場につい

ては、サウンディング調査の提案内容とともに地域の課題や要望等を踏まえ、導入する用途を定めていく。その際、現在の跡地利用基本計画の改定や地区計画の策定も検討していく。

(4) 池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域の飛び地

飛び地を地元の方から強い要望のある災害時の避難場所として、発災時に速やかに出入りができるよう、国と調整していく。

4 委員会及び視察を通じた委員意見概要

(1) 基地対策全般について

- ・周辺自治体とも協力の上、引き続き米軍の情報収集に努めていくべきである。
- ・パネル展「横浜市と米軍基地」を市庁舎で開催したことについて評価している。継続的な実施と併せて、各区役所でも実施すべきである。
- ・米兵の犯罪が増加しているため、本市内での発生状況を調査すべきである。

(2) 返還方針未合意施設について

ア 瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドック

- ・オスプレイの飛行については、市民の安全に責任を持つ本市が責任のある回答ができるように努めるべきである。
- ・新たな部隊配備をすべきではないが、配備が進んでしまっている現状に鑑み、改めて米軍に対し、部隊配備に関する情報共有を求め、本市が市民の安全と安心を補償していくべきである。
- ・オスプレイは、これまでも深刻な事故につながる様々な欠陥が指摘されており、日本からの撤去を求めるべきと考える。また、安全対策を行っている旨の説明しかないため、市民に対し安全の根拠を説明すべきである。
- ・憲法第9条の平和主義に反するような瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックへの米軍揚陸艇部隊配備については、撤回を求めていくべきである

イ 池子住宅地区及び海軍補助施設

- ・災害時の広域避難場所としての利用に当たっては、開錠までのプロセスを少しでも簡素化できるようにすべきである
- ・池子住宅地区の飛び地については、米軍もほとんど使用していないと思われるため、返還について強く要望していくべきである。

(3) 跡地利用について

ア 根岸住宅地区

- ・ 返還の方針の合意はされているが、事業化に当たり法的に支障が生じる可能性があるため、早期の返還を求めていくべきである。
- ・ 土壌汚染の処理方法について、将来にわたって禍根を残さないように、封じ込めではなく、全て撤去させるべきである。
- ・ 今ある馬見所の景観を生かした魅力的で特徴のある森林公園にするため、跡地利用基本計画は、見直しが必要と考える。
- ・ 令和3年に策定した跡地利用基本計画について、横浜市立大学附属病院の再編計画等の状況の変化による、アクセスや交通事情の変化のため、道路計画についても見直しが必要と考える。
- ・ 地権者だけではなく周辺に住んでいる市民もおり、市民全体にとって非常に貴重な土地であるため、多くの市民の意見を取り入れることができるよう、丁寧に進めていくべきである。
- ・ 根岸住宅地区周辺は、狭隘道路が多いと聞いている。根岸住宅地区は広域避難場所として指定されているため、避難経路等について、地震の防災・減災対策の視点から考えていくべきである。

イ 旧深谷通信所

- ・ 平成29年度の跡地利用基本計画策定から年数が経過しているため、事業費等を見直すべきである。
- ・ 国有地であれば、汚染物質の除去や無害化は、国が行うことを要望すべきである。また、土壌汚染の除去は速やかに実施すべきである。

5 まとめ

本年度は、付議事件全体について包括的に調査・研究することとし、本市の基地対策の概要や市内米軍施設の現況、跡地利用の検討状況等について、当局から説明を聴取し、意見を交わすとともに、市内米軍施設等への視察を行ってきた。

本市においては、第二次世界大戦後に進駐した連合国軍により港湾施設や中心市街地などが広範囲にわたり接收されて以来、市内米軍施設の早期返還は、市政の重要課題かつ横浜市民共通の念願であり、これまで多くの返還を実現してきた。

平成16年の返還方針合意以降、平成26年6月には深谷通信所、平成27年6月には上瀬谷通信施設の返還が実現したほか、令和元年11月には根岸住宅地区について、原状回復作業を速やかに実施するための共同使用が日米で合意されている。

しかし、本市内には今なお4施設、約150ヘクタールに及ぶ米軍施設が存在しており、市民生活に多大な負担が生じているほか、まちづくりにも大きな制約を与えている。返還方針が合意されていない施設及び区域については、引き続き、速やかな返還の実現に向けて精力的に取り組むことが必要不可欠である。また、返還方針が合意された施設についても、返還後速やかに跡地利用ができるよう、跡地利用基本計画の策定や計画に基づく事業推進を図る必要があるが、地権者及び周辺市民等の思いを、引き続き丁寧に汲み取る必要がある。

そうした中、本委員会としては本年度も、横浜市内米軍施設に関する要望書を国に提出することを決定し、令和7年1月27日に、防衛大臣及び外務大臣政務官に対し、要望書を手交したところである。本市民の長年にわたる負担を早期に解消し、返還後の跡地の管理や利用においても新たな負担を生じさせないため、市内米軍施設の返還と跡地利用の促進及び横浜市民の基地負担の軽減に向けて要望を行った。

今後も横浜市会として、市内米軍施設の早期全面返還、返還後の跡地利用の促進及び米軍施設とその周辺の安全対策の徹底などを図るために、引き続き国に対して働きかけを行うなど、積極的かつ継続的に活動していくべきである。

6 別添資料

横浜市内米軍施設に関する要望書

(注：記載されている肩書・名称等は当時のものである)

○ 基地対策特別委員会名簿

委員長	鴨志田 啓 介	(自由民主党)
副委員長	渡 邊 忠 則	(自由民主党)
同	伊 波 俊之助	(自由民主党)
委員	梶 村 充	(自由民主党)
同	小 松 範 昭	(自由民主党)
同	佐 藤 祐 文	(自由民主党)
同	木 内 秀 一	(公明党)
同	久 保 和 弘	(公明党)
同	越久田 記 子	(立憲民主党)
同	谷田部 孝 一	(立憲民主党)
同	大和田 あきお	(日本共産党)
同	関 嵩 史	(地域政党よこはま)
同	山 田 桂一郎	(地域政党よこはま)
同	井 上 さくら	(井上さくら)

横浜市内米軍施設に関する要望書

令和 7 年 1 月

横浜市会

横浜市会は、第二次世界大戦後に進駐した連合国軍により、市の中心部や港湾施設などが広範囲にわたり接収されて以来、横浜市民共通の念願、市政の重要課題として市内米軍施設の早期返還に取り組み、これまでに多くの返還を実現してきました。

平成 26 年の深谷通信所に続き、27 年には上瀬谷通信施設の大規模返還が実現し、令和元年 11 月には、根岸住宅地区について、土地所有者への早期引渡し及び将来の土地利用を目的に共同使用が合意され、令和 2 年 6 月より原状回復作業が行われています。

しかし、横浜市内にはいまだ約 1 5 0 ヘクタールの米軍施設が存在し、市民生活に多大な負担をかけるとともに、まちづくりにも大きな制約を与えています。

については、横浜市民の長年にわたる負担を早期に解消し、返還後の跡地の管理や利用においても新たな負担を生じさせないため、横浜市内米軍施設の返還と跡地利用の促進、並びに、横浜市民の基地負担の軽減に関し、次の事項の実現を強く要望します。

令和 7 年 1 月 27 日

外 務 大 臣	岩 屋	毅 様
財 務 大 臣	加 藤 勝 信	様
国土交通大臣	中 野 洋 昌	様
防 衛 大 臣	中 谷	元 様

横浜市会議長

鈴 木 太 郎

I 市内米軍施設の返還と跡地利用に関する要望

1 市内米軍施設・区域の早期全面返還の促進

(1) 平成16年10月に返還方針が合意されている施設・区域の返還

平成16年10月に、日米合同委員会において市内米軍施設 6 施設・区域を対象に返還の方針が合意された。その後、横浜市会による政府に対する要望等により、27年に上瀬谷通信施設が返還され、4 施設・区域の返還が実現した。引き続き、残る根岸住宅地区、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域の飛び地の 2 施設・区域について速やかな返還を実現すること。

根岸住宅地区については、既に米軍関係者の居住はなく、令和元年11月には、日米政府間において、原状回復作業を実施するための共同使用が合意され、令和 2 年 6 月から作業が開始されている。この状況を踏まえ、横浜市は令和 3 年 3 月に「根岸住宅地区跡地利用基本計画」を策定し、跡地利用検討を進めている。また、令和 6 年 1 月には、横浜市が跡地利用のための作業を実施することが可能となるように共同使用が合意され、令和 6 年 4 月から横浜市が測量作業を実施している。引き続き、安全・確実に原状回復作業を実施するとともに返還に向けた手続きを進めること。

池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域の飛び地については、返還への働きかけを強化すること。

(2) 返還合意施設以外の施設・区域の返還促進

返還合意施設以外の瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドック、鶴見貯油施設、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域、小柴水域の早期全面返還を促進すること。

2 民間土地所有者への配慮

民間土地所有者の抱える課題・要望（土壌汚染等に対する懸念や土地の原状回復の取り扱いなど）を把握し、返還後の土地利用等に支障を来さないよう、適切な対応に努めること。今後返還が予定されている根岸住宅地区については、引き続き、安全・確実に原状回復作業を実施し、実施状況や内容などについて、地権者ときめ細かな協議・打合せを行うとともに、原状回復作業で影響が及ぶ周辺住民への丁寧な周知を行うこと。あわせて、返還・引き渡し後、地権者が土地活用を円滑に行えるよう、接収・提供を要因としたさまざまな問題を国が主体となって解決すること。

また、旧上瀬谷通信施設の民有地については、土地利用等に不安がないよう、丁寧な対応を行うこと。

3 跡地の適正管理と実態把握

返還後の跡地については、跡地における事業実施までの間の防犯・火災予防等に万全を期すこと。また、旧深谷通信所等における土壌、工作物等については、その措置について、地域住民に対して丁寧な説明を行うとともに、今後の利用の支障とならないよう国による撤去費用の負担など適切な措置を講じること。また、旧上瀬谷通信施設については、砲弾が発見されていることから、調査費の負担など必要な措置を講じること。

4 返還国有財産の優遇処分

戦後の接收以降、横浜市民は多大な負担を被ってきており、そのような経緯を踏まえ、返還国有地については、横浜市に対して無償による譲与を行うなど土地処分におけるさらなる優遇措置を講ずること。

特に広大な国有地を有する旧深谷通信所、旧上瀬谷通信施設及び根岸住宅地区の処分条件について配慮すること。

5 跡地利用に対する支援

旧深谷通信所、旧上瀬谷通信施設及び根岸住宅地区はあわせて約360ヘクタールと広大な面積を有していることから、首都圏の活性化に資する跡地利用を実現するため、関連する道路整備なども含め、横浜市が実施する事業に対する財政支援など特段の配慮と支援を行うこと。

さらに、これまで米軍施設により制限されてきた基盤整備の促進に資するよう、横浜市の旧上瀬谷通信施設におけるGREEN×EXP02027（2027年国際園芸博覧会）の開催に対して、引き続き、国として協力を行うこと。

6 根岸住宅地区に囲まれた土地に居住する市民及び地区周辺住民への適切な対応

根岸住宅地区に囲まれた土地に横浜市民が居住しており、様々な制約を受けているとともに、施設・区域の提供により、地区周辺住民は迂回をしなければならないなどの不便を強いられている。施設・区域の提供に起因する生活環境の維持・改善については国の責務であることから、居住者の声を十分に聞くとともに、地区周辺住民に対しても配慮するなど、適切な対応を行うこと。

Ⅱ 米軍施設周辺の生活環境の維持向上に関する要望

1 米軍施設及びその周辺における安全対策の徹底

横浜市民の安全・安心な生活を確保するため、安全対策の徹底を図るとともに、米軍施設で働く日本人従業員の安全・安心の確保にも努めること。

また、訓練を行うにあたっては、基地周辺住民に十分配慮するとともに、不安を与えないようにすること。

さらに、瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックでの第5輸送中隊の運用開始に伴い、市民生活の安全・安心等に影響を及ぼすことがないように万全な対策を実施すること。

2 米軍に対する環境関係法令の適用

基地内で環境汚染が発生すると、地域住民の健康や周辺の環境に大きな影響を与えるおそれがある。基地内及び基地周辺の生活環境の保全及び安全確保のため、米軍においても生活環境の保全に関する国内法令が遵守されるよう、早急に日米地位協定を見直すこと。

3 災害対策への協力

災害の発生に際して、横浜市と在日米海軍及び在日米陸軍が交わした「災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する覚書」と「消防相互援助協約」を踏まえ、横浜市の災害対策への協力を行うとともに、適時適切な情報提供に努めること。

4 米軍人等に対する教育等の徹底

横浜市内において米軍人等による犯罪や迷惑行為等による大きな問題は発生していないものの、国内では依然として悪質な事件が発生している。

市民生活に不安を与えないよう、引き続き、教育・研修に努め、実効性のある対策を講じ、事件等が発生しないよう努めるとともに、その具体的な対策等について情報提供を行うこと。

5 適時適切な情報提供

米軍基地に係る問題は、市民にとって大変重要な事柄であり、市民生活の安全・安心に関わるものである。近年では、瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックでの第5輸送中隊の運用開始や、複数のオスプレイの駐機、米艦船の市内民間施設への着岸が散見されることもあり、市民に不要な心配をおかけすることのないよう、説明責任を果たすために、なお一層、適時適切な情報提供に努めること。

横浜市内米軍施設区域位置図

凡例

施設	土地区分
 提供中施設	 国有地
 返還済施設	 民有地
	 市有地

旧上瀬谷通信施設 242ha

27年6月 返還



国有地(45%):110ha
民有地(45%):110ha
市有地(10%): 23ha

旧深谷通信所 77ha

26年6月 返還



国有地(100%):77ha

旧富岡倉庫地区 3ha

21年5月 返還



国有地(100%):3ha

根岸住宅地区 43ha

返還方針合意
(返還に向けた共同使用開始)



国有地(64%):27ha
民有地(36%):16ha
市有地(0%): 0ha

瑞穂ふ頭/横浜 ノース・ドック 52ha



国有地(81%):43ha
民有地(12%): 6ha
市有地(7%): 3ha

鶴見貯油施設 18ha



民有地(100%):18ha

小柴水域 42ha

旧小柴貯油施設 53ha

17年12月 返還



国有地(97%):51ha
民有地(2%): 2ha
市有地(1%): 0ha

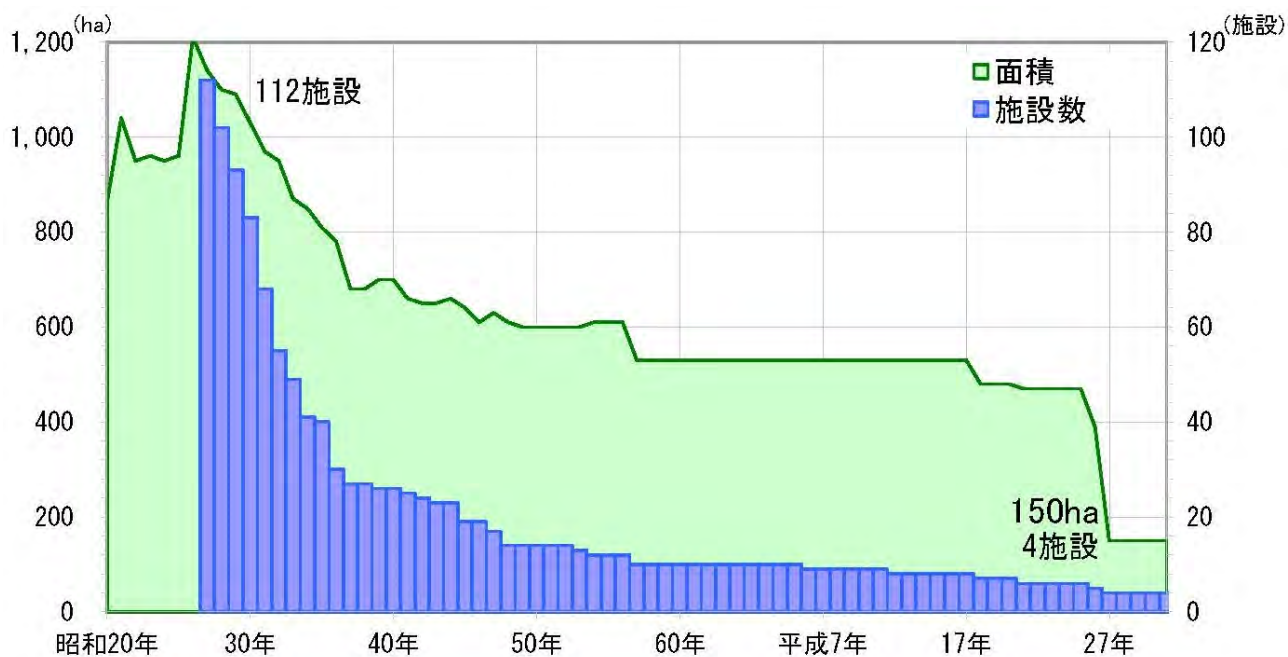
池子住宅地区及び 海軍補助施設 37ha

返還方針合意
(一部(飛び地)返還(1ha))



国有地(99%):36ha
民有地(0%): 0ha
市有地(0%): 0ha

資料 2 横浜市内米軍施設の面積・施設数の推移



※現在、上記のほかに小柴水域、横浜ノース・ドック専用水域がある。